

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月28日(第13日目) 午前10時12分開議
午後8時16分散会

2. 出席議員(19名)

1番 伊 佐 徳 次 郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 橋 本 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 源 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 青 波 廣 清 次 郎

3. 欠席議員(2名)

5番 宮 城 正 光

22番 古 波 廣 清 次 郎

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 越 安 一
収 入 役 共 益 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 廣 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商 工 振 興 課 長 橋 原 盛 真	郡 計 課 長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 課 長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村春盛 管業課長 奥里将弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第13号) 1972年4月28日(金曜)

日程第1	(別紙添付)
日程第2	
日程第3	
日程第4	

第98回宜野湾市議会定例会議事日程表(第13号)
1972年4月28日午前10時開議

- 日程第1 議案第64号 自治会事務所建設について
(総務委員長報告)
- 日程第2 議案第64号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第3 議案第65号 宜野湾市選挙関係人の出頭、選会の行なり調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例の全部を改正する条例
- 日程第4 議案第66号 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の全部を改正する条例
- 日程第6 議案第68号 宜野湾市職員の給与に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第7 議案第69号 宜野湾市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
- 日程第8 議案第70号 宜野湾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第9 議案第71号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の全部を改正する条例

日程第10 議案第72号 宜野湾市営住宅設置および管理条例の全部を改正する条例

日程第11 議案第73号 宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第74号 宜野湾市国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例

日程第13 議案第75号 コザ市、浦添市、宜野湾市、具志川市、石川市及び中頭郡老人福祉センター運営協議会の設置について

日程第14 議案第76号 宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部を改正する条例について

日程第15 議案第77号 宜野湾市水道事業の設置等に関する条例について

議長

第98回、自野港市議会定例会(第134日)の本会議を開きます。(午前10時12分)

議長

本日の日程はあてもとに配布してあります。議事日程表(第13号)のとおり進めてまいります。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時13分)
再開いたします。(午前10時20分)

議長

一応、議事日程にはなりません。一件、御報告があります。去った25日の総務常任委員会で、委員長の大次島盛信君から7月30日をもって、総務常任委員長の辞任願が提出され、同委員会で許可された旨、幅委員長の大川正雄君から議長まで報告がありましたので御報告いたします。議事にはなりません。日程の第1、陳情第8号、自給会事務所建設について、本案につきましては、去った3月31日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託してござりました。この審査の結果が報告されておりますので、事務局として朗読させます。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時21分)
再開いたします。(午前10時23分)

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務常任委員会における審査の経過
並に結果について御報告申し上げます。
陳情第9号、自治会事務所建設について、
これは、長田区から提出された23
の陳情案件の中から、公民館建
設に伴う23の、その助成の陳情で
あります。御承知のように長田区に
おいては、市の行政区再編により、旧
志賀志の一部が合併いたしました。そ
して、当初の施設並に敷地では
もはや末端自治の活動は出来な
ような状態まで来ております。
従って、この様な部落自治の活動に
おいて、支障をきたして、この様な現況で
あります。更に5号線沿いの開発
発展に伴いまして、この様な形で人
口が増えて来ております。特に長田
区内に在ると23の団地、城山団地
その外、縫子、そう言いたようなところ
を含めると、年間、大体、一時は
30%以上の人口が増えたようであ

ります。そう言ったような区民の満ちが
 早目に公民館の拡張計画、並に、
 整備計画をやるわけにはいかない、言
 たような声もあつて、この度、
 現在の諸施設を処分したようであります。
 それと、その資金といたしまして、
 新しく56坪の公民館並に自治会
 の事務所を建設するための計画があつ
 ようであります。同時に敷地も240坪
 既に確保されたようであります。竟
 却したと、この13,000,-円を寄附して、
 そして、大体300坪の世帯で15,-円
 平均で8,500,-円の区民負担で、新し
 く計画を進めていこうであります。け
 ども、なにしろ、農家があつて、
 果して、それだけの負担能力があつ
 どうか。そう言ったようなことも今問
 題なつて、更に計画した当初
 の物価が、いまして、大分、変動が
 あり、当初の計画では、どうにもな
 ないような状態になつて、
 して、どうしても、本当局●●の、
 ●●補助金を受けたわけは、この
 事業を進めようことか出来た、言
 たような状態にあつて、
 当 総務委員会において、実情を十分
 調査した上で、報告書のとおり結論
 を出して、ついで、
 の、末端自治の自治活動を評価、

ためには、その中心となるべきの公民館並かに自治会の事務所の設備強化を図らなければならない。目的が達成せし出来ぬんじやないかと、言たようなくとかいいたしまして、適当な助成は必要であると、言うような結論を出した訳であります。今日まで新行政区の公民館建設に対して、補助金を出してありませうかと、既に行政区再編によるところの、助成相定、これは既に今まで使命を果してありますし、それから、意欲的にあつて、積極的に、他の既部落、既成の行政区に対しまして、出来る範囲内にあつて、助成をしに行く必要があつたと言つたような事が十分、認識した上で結論を出してありませうかと、どうぞ、御せん、おとつ御検討いたしまして、自治会の活動を助成して、いくと、協力していくと、言う立場から、御協力をお願いし、尚且つ、償向かごうかいたしましたのは、あうけいたしたと思つて、以上、御報告を語ります。

議長

委員長報告に対する質疑を許し終

議長

暫く休憩いたします。(午前10時26分)
再開いたします。(午前10時26分)

夕暮

末端行政の自治会と申しましようが、行政をあるべき区の事務所、或はきくに言う公民館の問題はある程度、各行政区が新設した行政区は、ある程度事務所を保持してある関係上、もうそろそろたというところか言えま訳であります。

しかしながら、建設の相当の年数が立って、既に改築するところか。

相当数の各末端行政区があまと思ますか。そこにおいて、15日の復帰によりまして、末端行政のあり方と、言うところか、内地の行政と比べてた場合には、問題があるんじゃないかと思ますか。その点において、復帰後も継続して

現在の、状態の末端行政の行政のあり方として、進めて行く考えであるか、どうか。そういう面の審査を前提において、とふえたか、どうかをお聞かせ願いたと思ます。

総務常任委員長

只今の御質問につきまして、これは、市長の政策的な面にならまと思ます。とらまか、今日まで、議会の!

でも、今後の末端行政のあり方について十分検討していかねばならぬ、或は、現在の延長果して、復帰後やってもいいかどうか。そういったような問題についても、議員個々においても十分、御研究、或は御検討なさりたいかと思っております。今回の、この長田の問題の審査にあたりまして、又々委員陳情者に対して、聞いてまいります。今後、もし、今の事務委託制度が変わっていく、更に本土のみ、本土のような、非常勤で自治会系があかされた場合、果して維持管理が十分やってもいいかどうか。更に、その施設が末端行政区に末端部落の人達に十分活用していかれるかどうか。そういったような面について、委員会としても問題にありたいけれども、そのあたりについてはどうか、言うことを、たがしてみたい訳であります。そうしたが、長田区といたしましては、非常勤にたすにしても、この施設は十分、維持管理が出来ますし、更にたくさん活用面において、利用度にあっても、かゆさはない、むしろ本土のように11歳から13歳、14歳以上の青年の保育とか、或はその他の青年会活動、或は又、各種団体の活用についてはむしろこれからの、利用度は高くなっていく、決して低下することはない、んだと。

言うような御説明であった訳であります。特に喜田の場合、青年会が常時利用して、そして今青年会の内でも今の施設では、我々の活動が非常に支障期なると、言うような声が高まっております。今度の計画がなされた訳であります。又、他の部落にも、言えるかも知りませんけれども、大きなホールみたいなような施設をつくらせても、事務所は十分、利用されておりますけれども、ホールはしめ、はなしで、しめ、きりてなかなかに使ったと、言うような部落もあるやに聞かされております。しかしながら、喜田部落に限って、そのようなことはなしたと、むしろ今後は新しい施設が出来れば、復帰になるうか、なるとか、維持管理面においても、十分可能であり、又、区民の、部落民の活動をそれによって、もっと意欲的にか、はつか、させることが出来るんだと、言ったようなことでござりました。今後の問題につきましては、これは、市の、市長の施策とも関係したしまかりで、私度が審査した過程には、大体、以上の裏が解っております。

又、

引き続き質問を続けます。今

の委員長の報告で概略は伺った款でござりますか。この補助金を是として決定されてありますか。復帰後にしか対象になさないと、言うことでござりますか。結局、復帰後の末端行政のあり方と、言うことか、根本的に改命しなければ、市長の方針が定まらなかつたか、この問題は将来、末端行政の規程にあり、或は意見所、そう言うものは、利用度は強いと云うんたか。果して、市としてつくったものか、市が補助してつくったものか、命令系統が違ふような方向に利用されたりか、或は今の条例の範囲で、従来は無し、新行政区に對する施設の、建設補助金の、新しい条例をつくふんと、適用出来なもんか、あうかどうか。

総務常任委員長

又今の御指摘の点につきまして、一応、当局にたかしてあります。現在現行の条例に於て、補助金の交付規程であります。規程では、まずいんじやないかと、言うふうなことも指摘してあります。同時に、当局の考え方も聞きましたけれども、当局といたしましては、この規程を改定する準備を、進めてある様でござります。

従って、改定したのを5に予算化して、助成をしたいと、言うふうなことを、聞いてありますので。その裏、復帰後になさうか。今度の、来た予算の中に組み入れられるか。それは、当局の問題として、私達は周知してありません。

夕希

もう一実だけ、今後、新しく出来た予算は、公民館、或は事務所等でご紹介しますか。亘久建物に改築されたありますか。それとまた、市の3分の1程度の行政区がつけられていく程度でござりますか。そうなりますと、殆んど、そういう建物も老朽化してありますか。それに対して、逐次、市としても、そういう面を新しい事例をつくりますと、次々、そういう事例が出てきますか。それに対応する措置をとると言う観点からあるかどうか。その裏、審査の対象になされたかどうか。

総務常任委員長

これについては、尚問題外、議題外でありましたので、ついでに、これは審査してありません。と、さうか。今後、当局の施政として、意欲的に、今、老朽化していきと、この、施設、或は設備等に、ついでに、逐次、これ、整備させて、いくと

言う施政を持ってありますので、そのように理解していいんじゃないかと、言うふうに考えてあります。

又着、

委員長の質問がふたつと、あんまり答弁が、私の納得のいくような線ではないと思いますので、市長にお伺いします。先程、委員長に質問いたしましたか、本件に対しましては、復帰後適用されるような問題でござりますか。市町村にあきましては、末端行政のあり方というものは、どう考えておられるのか。もう一点は先程、既に、市の半数の、こう事務所が老朽化してござります。それに対する措置はどうかとされておるか。その二点をお聞かせ願いたいと思っております。

市長

お答え致します。制度については検討したければなされると思っております。区事務所にあきましては、その区の、或は集会の場所、或は婦人活動の場所、あきゆき、活動のためには、各部落とも、是非、そういう場所がなければならぬと、言う建前が、隣接区にあきましては、今まで補助を流して、一応は目的は達成した

誤であります。そして規程に対しても
 死文化してしまふので、新しく新設
 区は立派な区事務所が出来ましたん
 で、今後は今まで と言うふうにし
 て、出来たか、在旧の部落にあきま
 しても、市として 区民の方々が十分に
 意欲にのって、我々はこれだけ出資か
 ら、市としても考えてくれと言うよう
 な具体的なプランが出来た時
 点において、各公民館、各部落にあき
 ましても、今後とも規程を改正した
 しまして、次々補助して行きたいと言
 う考えであります。

又希

は、以上。

(進行の声あり)

議長

質疑を打つて、委員会の報告も
 終了だと思っておりますが、御異議
 ございませんか。

議長

御異議ございませんので、質疑
 を打つて、委員会の報告も終了です。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略した"と思"いますか、御
異議"ご"ありませんか。

議長

御異議"ご"ありませんので、討論を
省略"いたします。

議長

陳情第"第"号、自治会事務所建設につ
いて、表決に付"します。委員会の報告のと
おり採"択"することに御異議"ご"ませ
んか。

議長

御異議"ご"ありませんので、陳情
第"第"号、自治会事務所建設につ"いては、
委員会の報告"であり採"択"することに
決定"いたしました。

議長

日程の第"二"、議案第"第"号、宜野湾
市特別職の職員"の非常勤のもの
の報酬"及び費用弁償"に関する条例を
議題"と"いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は市町村自治法の138条の職員といたしまして、議会議員、選挙管理委員会、それから監査委員、その他特別職である非常勤の職員につきましては、一応、報酬及び費用弁償で規程してある訳でありますけれども、今回は地方自治法●の適用を受けることに伴いまして、本土の実情にたいて、議会議員は別個の条例で、その他の特別職については、非常勤の特別職については、この条例で規程していただき、更に本土復帰しますと、教育委員会が市の行政委員会に変わることに伴いまして、教育委員会の委員の方についても、この条例の中に包含してある訳であります。現在の、教育委員会の委員は、沖縄の復帰に伴う特別措置に基かきまして、昭和48年3月31日までは、その身分が保障されてありまして、その間の報酬については、一応、現行どおり、そのとおり支給したかと、48年の4月1日からは、別表の区分する報酬にあつ

ためたこと、同様を考へてはる款でござります。この報酬額等の決定につきましても、これは議案第70号まで一応、関連する款でござりますけれども、一応、浦添、眞野湾、眞志川の3市は産業構造別にみても類似市だと、人口規模からみても、産業構造からみても、類似市だと言うことで、ここ2、3年分、そう言うものについては、総務課長の段階で、協議会をつくりまして、従来そう言うふうな協議をして、報酬、費用弁償等につきましても、たゞしてはる款でござります。今年度も8月の8日と12日の2回に亘りまして、3市の総務課長を集りまして、一応統一と言うふうにしてやっております。そう言う意味で75までの大体、報酬額等の内容につきましては、浦添、眞志川、眞野湾は協定によるものであると云うことを一応、御理解していただくと思っております。現行より報酬が、額が99少アップしてはるのは、費用弁償が、議員も同じでありますけれども、600円にしたために、そう言う意味で現在の計算であり行きますと、1,080円になりますので、費用弁償の額を下げたために、99少、報酬額をアップしてござります。特別職等につきましては、後の条例に出ますので、その程度に説明を申し上げます。

で、何かご質問がございましたら、質疑にお答え
致したと思っております。よろしくお願ひ致し
ます。

議長

本案に対する質疑をお願ひ致します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時45分)
再開いたします。(10時46分)

19番

別表の中に薬剤師と言うのがござ
りますか。今、学校関係で校医が指
定されていふと言うことは理解出来ま
すか。現在もこの薬剤師と言うのが
指定をされていふ試ですか。

総務課長

お答え致します。これは学校の方で
薬剤師が指定されてありまして、現在の、
教育委員会関係の規則の中で、そういう
費用弁償の規則がござります。その
中に薬剤師の年額、同額がござります。
360円読み替えの同額がござります
ので、そのとおり計上してござります。
指定していふようがござります。

19番

校医が113詠で済む。各学校、
年間契約か、何かで、年間のあれで
校医が、市内に南業して113医者が、
こうた11であらって113詠で済むか。

総務課長

はい。

19番

その場合に済む。この校医の欠方
せんぷよつて、各薬局でくおりの調合を
やると11うよなことを聞11てありますか。
薬剤師をかつと学校側の要求かあれ
は、今まで、学校にであって来て、薬剤師
の権限で出来る範囲の欠方をやつて113
詠で済むか。

総務課長

その辺の実態はよく調7てご11
ませんけれども、とにかく、年間の契約
で、薬剤師を設置して113のは、間違11
たりようであります。その、実際の、実
態としては、当局としては、つかんでご
11ません。

19番

はい、終わります。

12番

校医です。これは小学校か中学校の児童の検診なのか、や3校医です。

総務課長

そう言うことでお願いします。

12番

これはその日に検診する場合に、児童1人あたり、何10セントと、今支給してあります。

総務課長

その辺はまた詳しくは調べていただきますけれども、一応、年額、報西の支給はされていようかとお願いします。

12番

私の考え方は、並じたかんとかんと思っております。医者かかものかんと思っております。指定店かかものかん。

総務課長

その辺はですね、非常に頼みますね。

12番

検診する場合もお金を上げます。又
年額も上げます。これは差上げたいとか
いでしょう。常識から言えば、私費を指
定してくれと。しかし競争したくても
医師法上やむを得ないとかないで済
ま。指定されたのは、各医師会の方でも
そういうふうな指導してありますからね。
かえって、医師の方からリベートをあげ
たいと。ひとつ指定してくれと。たまたま
ないとかない。1人当り何10ドルと
いうわけ。

総務課長

よく実態はつかんぞいとかい
ませんので。いすその件につきましては、答弁が出来
ない。

12番

1日に何百名とみまんですよね。1日
何10ドルとやま。そして報償も25、
とか。いくらか上げると、年額もあ
げます。理解できたいですか。

総務課長

一応、これは実態につきましては、
後で教育委員会の方から答えても
いいと。こういうふうな考えです。

12番

調でございぬ。支給の場合は、
(聴取不能)

議長

議案第69号につきましては、質疑
の段階で継続審議としておきたかと思
いますか。御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、議案
第69号は継続審議といたします。

議長

日程の第3、議案第65号、宜野湾市強
者関係人の出頭、議会の行なう調査のた
めの出頭、ほか公聴会参加者等の費用
弁償条例の全部を改正する条例につ
いてを議題といたします。

議長

本案に対し理事者の趣旨説明
を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は市町
村自治法の第180条の3の規程に基づき
まして、可成り条例が制定されてい
る。でございます。そのうち、本土復帰に

件につきまして、本土の実態に合わせまして、
 改正をしたいと思います。中味につきましては、
 本土がいちいちおられた準則とありで
 ござりますけれども、金額につきましては
 は、一応、先程も御説明申し上げまし
 したように、三市の統一でござります。
 現在、現行の条例では、1,000セプト
 と言う非常に安い額でござりますので
 一応、公聴会 或は 議会からの そう
 言う調査のための出頭とか、そういうふ
 だ証人出頭の場合につきましては、
 一応、日当としては、1,500円支給した
 りと、今後、本土とか、或は 県外から
 も と言う出頭のあれは、ありうま
 言うことで 県外関係の宿泊等も定
 めてござります。以上、御説明 終り
 たいと思っております。よろしくお願
 い致します。

議 長 本章に対する質疑を許します。

議 長 暫く休憩いたします。(午前10時55分)

議長

再開いたします。(午前10時26分)

議長

本案について質疑の段階で継続審議としておられる方が、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第65号に付しては継続審議といたします。

議長

休憩いたします。(午前10時59分)
再開いたします。(午前11時10分)

議長

日程の第4、議案第66号、官庁済市職員等の旅費に関する条例の全部と改正条例を議題といたします。

議長

本案に対して理申者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。条文の内容につきましては、現行のものを改訂したものと見做すも、別表については変更しております。と申すのは、三役か別箇の条例で旅費も一緒に規定されておりましたので、一応三役の分を除き、別表といたしております。

事。今日一応部課長とその他職員を分けて
 旅費の支給のあれを改訂しておけりたけれども考之
 方としては三役、市会議員の場合には、県内出張
 の日当については600円、部課長が500円、一
 般職員が400円、このようにおしりて、本土出
 張、県外出張の場合、三役、議員が8,000円、
 此れから部課長が7,000円、一般職員が6,000
 円とこのように相対的に1,000円方の差をつけ
 ておき部課長と議員と、これについては浦添
 は打ち切り支給制度をとりうる関係上とせ
 ても三市の調整が困難でありましたので、一応
 県志川にも入るべきである野郎の場合もこの
 ようにしてこの別表の規定は県志川と同額、
 浦添の場合は20日同と20以上の打ち切り制
 度をとっておき、この内容については違
 べり、現在の旅費支給条例との異なる部
 分については従来、食卓料については鉄道
 船旅をする場合、その船賃と汽車賃の中に
 づは代が入っており、代が入っている場合
 は食卓料を支給するということにしておき
 けれども、今日の改定に基づいて、これは三役、議会議
 員すべてに支給するけれども、一応一夜ごとに
 すべて食卓料を支給する、同じく23にあり
 七、本土復帰する船賃は従来食卓代も一
 緒に入っておりけれども、本土復帰するときは
 此が別箇に徴収されるというふうなこともあり
 一応食卓料については一応一夜ごとに支給
 を支給してこのように改定をせしむ部課
 長と、その他にこのように通用規定の違

らくる地方公務員法の適用ということでございまして、そのほかの内容については別紙変わってございまして、以上ご説明終わりと聞いております。以上ご審議お願いいたします。

議長

本案に対して質疑を許します。

12 着

本案例案では支給の期日が不明確な点ですが、いつの時点で旅費は支給されますか。行ってからですか、行く前にですか。

総務課長

出張命令を発する場合には支給の款でございまして、行く前にでございまして、ただしてですね、現在沖縄本島内の出張につきましては1ヶ月に於いて支給しているところを実際でございまして、必ずしも行く前とか、行ってからとかというようにもございせんけれども。

12 着

官外出張の場合、本土に出張する場合、出張命令を有する款ですが、もしも予定に反して早く仕事を帰ってくる場合はこの差額付。

総務課長

当然減額に付る款でございまして。

12 卷
このように遷付命令とか。

総務課長
この場合は概算払いでもあり請求でございませう。
この後で清算とあるというふうな方法で。
おから一応でおね、現在まで出張としては
確日に日程を消化しておりますのでおね、ちゃんと
日程表をつけておね、それに基づいて出張させて
おりましたので、そういうことは既乗起しておりました
ので、一応本土出張の場合は前もって支給して
いるかとございませう。

12 卷
7条に、路程に依り旅費客運賃とありませう
けれども等級がある船舶の場合は何級の運
賃を支給するかと。

総務課長
一応でおね、別表にも書いてございませうが、
部課長は1等と、その他の職員は特2等として
支給するかと。

12 卷
10条に、出張中に死亡した場合とありませう
が、この中が本土に赴く場合の通常
勤務時間外に例えば飯尾屋に赴くこと
になった場合には出張中の事故に付する
か。

総務課長

その人はまだ法解釈は十分せつておりませんけれどもそれは公務かどうかと、その飲み屋に行ってもよい、必ずしもこれに公務外だといえない場合もあるんじゃないかと、その相手の本土の役人とかそういう場合の交際上やめをしない場合もあるでしょう。必ずしも飲み屋に行くから公務外だといえない場合もあると思います。その人はその時点でですね、十分検討してあげてほしいです。

12 着

はい、次のような場合に遺族ですね、遺族の順位ですが、未婚配偶者がなければ、これも配偶者がなければ執行です。

総務課長

どうですかに依ります。

12 着

子供は何名おられてもそれによろしく該当してあげます。5.1をおいて申請書を出せば皆に支給してあげてあげます。

総務課長

どうですかにはその人に依りますかと思っておりますけれども、たいていはその場合、この規程ではですね、明確に何名おられてどうふうな規定はなしてあげられるか、そういう実態がですね、その場合には

すね、そのへんは予算との関係もございまして、これは11条で定額の変更、色んなものがあるからさういふことになっておりました、そういうふうな。

12 着

道義上のことだから予算と照らしてあります。(聴取不能) 予算はなくても処理せんといかんでしょう。

総務課長

これはどうしても受け取りに行く場合には人はゼロのことがあるからさういふことかと思っております、この何をも適当とあるかという点についてはまあ、その時点で配慮していいと。

12 着

次でありますが、40日以上は50パーセントあります、とありますが、例としては自治省とかその他、公共団体が主催する研修会とか、6ヶ月とか3ヶ月とか長期の場合は向こうが指定した旅館、商人が経営する宿泊所でも安全な宿泊費で研修せう、備えられた場合があると思っております、今後はその場合でもやはり1日当りくらとるべきでしょう、この条例上においても。

総務課長

この11条の3項を設けたのはですね、これは現行条例もさういふことでございまして、特に自治大学とさういふ研修の制度がござい

17. これは第14月迄まででござりますか
 答 同様の場合は同様の宿舎に入つて居らうとする
 旨の定めがありまして、そういう意味で定限性
 をとつてゐる款でござります。一応この規定の範
 圍であるならば、安くせよという方が高くとまら
 ぬが、これは個人の意思にまかす以外に、これは
 はいついつ規定でござります。個々の分科でござ
 ります。規定がこれでは不可能な状態であ
 ります。そういう意味で長期の研究の場合につ
 いては定限性をとるというふうな形をとつてゐる款
 でござります。

12 着

150. 以上です。

19 着

19. 総合の12着とこの関連がござりますが、この
 出張中の死亡の場合に、やはり出張命令は命
 令権者がらうけて出張してゐる。不幸にしてさう
 いう事態になる。それでその場合の順位としては
 10条の2項におつて定められてゐる款でござりますが、
 せん場合にておね、例之はさういふ時点にお
 ける配偶者が病弱を以てして、子供がござり、
 幼少、18歳未満であるさうな場合にござります。
 さうしてもその関係では行かぬさうな場合に
 ござります。当然としてはいわゆる役所の当局
 側からござります。随行といふことは考へられま
 せんが、いわゆる随行といふ事は案内をしてもらつて
 いくわけにて、それは今後おれとて考へられませんか。

総務課長

此れについてはおれがおる時点でおれでございませぬけれども、そういう場合は随行する場合よりもこれは命懸けから特別に出発命令が与えられておぬ。そういうふうな処置が講ぜられることは十分予想をしております。ただ私達はそれとてそういう事件がおきた具体的になんかどうなるかという点も、運をたずねるにたずねてはたしかに条例の中におり込んだけれども、それは、一応現在、そういう出張中の事故があつても、そういう受け取りの方法としての規定をしておかなければならぬ。という事で現行通りをそのまま残してある話でございませぬので、弊にして現在も、そういうことがあつておぬ話でも、今後もしそういうことがあつた場合には、望んでおる話でございませぬので、いつかそういう問題が起る場合にはその時点で十分その処置をとつておらぬと思つておる。

19 答

そういうことが起るのを、これを期待する話でございませぬ。最も、事態の場合に於ておぬ。一応、クエスチョンにたいして思つておるが、十分配慮しておらぬ。このご要望申し上げておる。

議 答

何かに分ければ進行いたします。本業も質疑の段階で継続着議といたして、思つておる。

異議を述べられたが。

議 長

ご異議を述べられたご議案第66号宜野湾市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例については、継続審議といたします。

議 長

日程第5、議案第67号宜野湾市報酬及び費用弁償条例の全部を改正する条例について議題といたします。
本案に対する趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。現行は、先程の議案第64号との関連で、本市の特例職の非常勤ににつきましては、費用弁償条例で総括的に規定されておりましても、復帰に伴って本土の実態に合わせていくという事で、本案例を制定している款でございます。別段、法規上、議案第64号と別個に作る義務はございませんけれども、一応議会の議案にござりますれば、地方自治法第303条の規定に則して、期末手当の支給がござりますけれども、それ以外の非常勤の特例職にござりますれば、期末手当の支給がござりますという事で、そういう事で別個の条例を制定する款でございます。従って、教育委員会に委任にござりますれば、現行は、期末手当の支給がござりますけれども、

獲得しおられ、法的に不可能でございませう。
 ところが意味で今回例の条例を制定し
 詔でございませう。それから議員の報酬につ
 いては、先程三説明申し上げましたように浦
 添、奥志川、宜野湾、三市の協議をいたし
 ました。こういう小遣額を設けた詔でございませう。
 右の両市と、二市と違う点は、こちらの場合に
 は常任委員を一つにしては一つ段階を設
 けておりましたので、一応従来立場から議員と
 副議長の間、やや副議長列でございませ
 う。ところがこれを基本として、本案を制
 定した詔でございませう。

それからこの報酬をアツアツ理由として、
 費用弁償が従来より、即ち円換算とし
 ておくと、1,080円ありませう。これを600円に減額
 いたしたために、こういうふうな報酬のアツアツ
 して、詔でございませう。更に支給日でござ
 いませうけれども、これは職員給与もそうでござ
 いませうけれども、当月分は当月で支払いた
 して、このふうな原則から毎月一応25日に支
 払いたす。しかし、議会が招集された日に
 支払いたす。一応議会の開会の日には支給
 した。このふうな前提に立っている詔でございませう。
 このほかの支給方法については、一般職
 員の例に53ものとして、取り扱いは一般職員
 同様に支給の方法についておしえてございませう。
 別表の旅費でございませうけれども、先程もさ
 して三説明いたしたけれども、一応現在は本
 島内、群島、それから本土と、この三つの段

階せられておりおかげで毛。一龍梁外、梁内
二つに分けておけるが、処置をしておりまの
で、その点は現行と多少違っており、検討
をしております。思っております。

次に、説明申し上げて、何かごまかすわけ
は、質疑の段階でお答え申し上げたいと思
います。よろしくお願ひいたします。

議長
本案に対して質疑を許します。

議長
休憩いたします。(午前11時31分)
再開いたします。(午前11時31分)

4 審
第5条の期末手当でございすが、これが一
般職員との率の違う算定の基礎に
おられますか。

総務課長
お答えいたします。別に違う根拠はござい
ませんけれども、一龍一般職員と同様、現
行通りというふうにしてある款でござい
ます。一般職員も一龍現行通りになってお
りまして、その点に別に変更してござい
ません。

議長
休憩いたします。(午前11時31分)

議長

再開いたします。(午前11時34分)

議長

議案第67号は質疑の段階で継続審議
としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか

議長

ご異議ございませんので、質疑の段階で
継続審議いたします。

議長

日程第6、議案第68号 宜野湾市職員
の給与に關する条例の全部を改正する条例
について議題といたします。

議長

本案に対する趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。案文の内容にござ
るは、現行と殆ど変わっておりません。第1条の
根拠拠法文が、地方公務員法の適用を受け
てここにありまして、そういう意味で改正の
大なる理由にありませんけれども、一応今日の
給与条例にござりますれば政府の指導にござ
ります。内容にござりますれば変更の必要はないと
思っております。一応政府の計画にござります
れば、一般職員の給与については41年度中に政

府と自治体からの基準が出され、現在の給
 与体系が不均衡を呈してきている。即ち、
 本市は、本土法典に基づき、給与の再計算を
 本府が手当制度の改正という色んな問題
 が出てきた中で、一般職の年度分については
 現行の条例の根拠条例等に委ねられてい
 る。このように指導もございまして、条例内容につ
 いては、先ほども述べたように、別に
 別表に付して、本府の勤労者に付し、更に
 は本市の場合には、給与制度を定むことに伴
 して、一般職と本府との均衡上はど
 うしても現行の給与の号給のデータも必要が
 あるという事で、号給表についてもその処置を
 している。

宿日直の給与については、一般本府の職員
 については、720円、現行通り、この額で
 ございまして、今回、1,500円以内とし、
 養護会計、更には水道事業の宿日直の
 については、一般職の基準に付する
 養護の場合に勤務する宿日直、又は水道部
 の宿日直の給与を1,500円にしたいと
 ございまして、そのように処置をしよう
 として、更に特殊勤務手当でござい
 ます。現在、750円である消防の特殊
 勤務手当は、団体交渉の席上、1,500
 円にしたい。それから、本市の均衡上、
 750円では低すぎるという事で、
 1,500円にしたい。

削除いたしました。養鰻場の勤務手当というものを
 新設しての多額でございます。それが月額1,200
 円でございまして、養鰻出荷の場合の現在の方
 法は一般職員を勤員いたしました。その勤務に
 当たっての多額でございます。非常に
 重労働で、非常に苦しい仕事でございます。
 次年度からは、養鰻事業についても財政
 上今よりは豊かに存続しやうかと。養
 鰻会計から、いろいろの手当をしていまして、
 できる限り一般職員は使わないで、賃金で
 いろいろの出荷の準備をさせる。多額に
 しても、今の求人体系のあり方からして、どう
 しても使わない場合は職員を使わないで、
 いろいろの場合には、特にその勤務に当る職
 員については月額1,200円を支給したいと思
 うのでございまして、そのほかの内容に
 ついては別段現行の条例と変わらぬ
 こととさせていただきます。以上ご説明を
 申し上げました。何かご質問があれば、
 質疑応答の機会を設けたいと思
 います。よろしくお願いたします。

議 員
 本案に対して質疑を許します。

12 番
 別表の2ですが、これは全都労働組合と
 の団交事項ですか。

総務課長

お答をいたします。これは現行の条例と変わった部分については今先ご説明申し上げます。消防手当と新たに養護場勤務手当の二つが新たに出ております。消防手当につきましては現在10ドルでございますので、それを3ドル引上げて10ドルにしなすというのと、養護場勤手当につきましては今先説明した通りでございます。このほかは一応給与の体系としては現行の通りに据え置いたまらうかという政存側の指導をしております。踏襲している款でございます。

12 番

何の協約でも共通するのは本務以外の、いわゆる採用の時点で労働契約に基づいて命令指者がけい、やりかえり権限で事務をせよ場合、仕事をせよ場合に対する報酬の意味があると思っております。それを勤務手当の(聴取不能)消防手当というものは消防士として採用したものであって、運転手は運転手として採用したものであって、それに手当をあげるからであればその人の消防吏員、運転手の俸給をアップすべきと、基本給を、その行うやり方ではおかないかと思っておりますが、市長の手当に対する見解をお聞かせ願っておりますか。

市 長

お答えは、通りでございますが、現段階は手

手割があつて、よその市にはそれを管財報酬
 にあつておるとしてあります。それで、今度の場合
 合も浦添、具志川の方に調査して貰ふと現
 段に於いて宜野湾が3ドルアツた。7ドルから3ド
 ルアツたに於つたという時点におきましては10ドル
 でございませうか。現行法では具志川が10ドル、
 それもこの前の調査でもつと上げておつたというふうにな
 つた15ドルの予定でございませう。浦添が現在12
 ドルで、そういう関係で相当手の上るということ
 を聞いておりました。うちの場合はこれはどうもでも
 せ将来そういう報酬でも甚だしい考之なげれば
 存らぬんで今度はずらして我慢してこれと
 妥協事項でございませう。特にやうなことを併せ
 申し上げておつかと申し上げませう。この場合は
 これは全部を管財としておりました。全部借給に
 組入られおりましたので、今後の問題として
 検討していかければ存らぬと。しかし、現段
 階に於いてはどうしてもこの制度が取りまゝで
 他市町村のやうな手当と市街系に別れて宜野
 湾市は今でも毎に款でございませう。それで
 我慢してもらつて、手当は毎に款でございませう。

12 着

当手という(聴取不能)に於いて正々堂
 々と賃金が支払われておね、労働に見合ふだけの、
 或は危険度に見合ふだけの賃金を上り賃
 付せばこれはアツたおつたものであつた。手当という方法
 でやるべきではないと思つたのであつた。それで行路
 病人の死人の取り扱ひ手当、これはついでにこれは一

体について1,800円、検死権がないので、死人
は。ただ、こちらにいつか市民からあるはその他の
通告がある場合には現場を保護してやり、或
は関係者を手配しつたので、何れ1,800円あ
げることにはなっています。検死権も現場、現
場を保護して、その程度の手配、通常の勤務
で行ってあげておられる。

総務課長

ちょっとその件で補足申し上げたいんですが、
これは例えに著るんがご指摘があったら
に、検死の権限はございませんけれども、一応
現場から役所に安置する義務がありますので、
そういう運搬とかそういうものは市町村の義
務に付いておられますので、そういう安置が
ありますので、そういう死体を取扱うという
ことで非常に不愉快であるという事で、これは
私に別記。

12 着

実際問題としてある場合であらう、今まであ
ったことがありません。

総務課長

これはありません。

12 着

警察に行くでしょう。

総務課長

警察に行つてで方ね、向二の保管期間がある款で方。その二を過る方ね、本町村に引取り命令が来る款で方。一応引取つておいてで方ね。それそれから又関係人を捜す。関係人がいふ場合は共同墓地の方で一応埋葬しておく。そうする手続をしておいておいて、それから先程の消防の件についてで方が、この消防の特殊勤務手当を議定法根拠をいつからとあつかいしておいてで方ね。従来はで方ね、出動手当というものがあつた款で方。一回消火活動してと何ドルと、危険物取扱の手当というものがあつた。それを一月しめにしてはつた方がいふ。それで、消防の特殊勤務手当を議定法理由は二に於て款で方。従来は消防職員が一回火を消しに行く場合は一回について1ドルと2ドルとかがあつた。そうするおれでされておりました。

12 着

はい、私がその件の質問の趣旨は上げているにやないで方。従当でなければこれは当然上げざるで方。上げるにやないで方から、賃金に加算がござつて、賃金を747でござつて、その二をふつた方法は取つた。今後当局の方でもらうペン手当というものは何であるかと。

総務課長

前記について補定はなしと見られて
 方が、つぎは従来と同一の特殊勤務手
 当制度があるものを一律本俸に加算した
 りてござります。ところが職員にはいつまでも同
 じ場所に定着させる訳にはいかないと、人事務
 動等、色々あるとあるとござります。どうい
 う場合はその特定の時期をとりて特殊勤
 務手当を本俸に加算した場合に非常にどう
 いう面での問題があるかとござります。従って
 特殊勤務手当というものは、どうしても原則が
 ら見るとどうしても本俸に給与に見られるの
 と、特殊勤務に対してのみ支給されるのが
 原則でなければ、一律現行は色々手当が
 あるとござりますが、今後はどういふもの
 かとしましては、存らるる分については存らして
 いて、どういふ本土の実態も十分調査してあ
 る、その旨指摘の通り検討してござらんとす
 るというふうに考えております。

答 者

今までのものと関連して本土復帰のなか
 職員は特別、どういふものは出てくると思
 われて方が、そのへんはどうなっておりますか。

総務課長

回答をいたします。これは当然出てくるわけ
 なのですが、一律本土復帰の考えとしては、これは
 地方課の指導でござります。

年度は手が現在の政府公務員からなされてい
くと、一般市町村の職員については48年度か
らどういふような職階制度の問題とか、或は
給与の再計算というのをとがとれるのでご
ざいます。どういふような意味でこの条例は私
共としては47年度限りの条例をどういふに連
ねておくかと考えています。

〇 着

どういふ関係からして今の特殊勤務手当
であれ、これも色々考えなければいけません。時
期に当然来ると思っています。そういう観点からし
た場合には課長の給与からいれまして、48
年度からどういふものかというところ、一応これだけ47
年度限りのものとしてどういふか答弁でございま
すが、当局としてはどういふ話し合いがなされて
おりませんか。

総務課長

これは実態としてまた自治省のどういふ
存、どういふふうにやるといふことが考えられ
たりするもので、一応政府の職員の例にそ
うかと思っております。一応この47年度中に
あつた、お金の措置は当然なれるべきかと思つ
ております。

〇 着

これは前々からこの特殊勤務手当につい
ては非常に鋭い議論がなされておる見られ

何が非常におかしいという印象に受けてお
 ります。例をば、当然運転手として採用とされ
 ながら、その運転手であるに、特殊勤務手当
 をもらえずに、労働臨時に命令権者によ
 っただけの場合には、これはある程度、これは
 考えられる筈でございすが、そういう面からい
 った場合に、今度の場合、どうせ手厚いもの
 によって、あまり変らぬと聞いてすが、どうも
 かも全部として給料に含めたいアツて、
 した方が、かえって有利な感じがするかと、か
 らうに考える人が、その人はどうですか。

総務課長

この件については、先程は着るから、の
 質疑にお答えした通りでございすが、一般運
 転手手当について、そういう特殊勤務手当は
 過去色々あることがございして、従来出張不
 場合は普通運転手をつけて、運転免許証の
 所持者が少ない場合は運転手をつけて、
 常外出張もして、おいて、おいて、おいて、
 ても、おいて、おいて、おいて、おいて、
 らと、おいて、おいて、おいて、おいて、
 手当を付けて、おいて、おいて、おいて、
 軽減される感じが、おいて、おいて、
 かの特殊勤務手当制度が、おいて、おいて、
 でおいて、おいて、おいて、おいて、
 この特殊勤務手当を、おいて、おいて、
 後手根拠のある人、おいて、おいて、
 現在、おいて、おいて、おいて、おいて、

場合であり、非常に入申移動上他の職員との均衡がとれなくなるという点を意味もあり、また、このような問題をかかえているために、たしかに特殊勤務手当の全廃がでないという点が実態でございませう。

参 考

例をばせば、農林課にカーブは特技であり、特別技術者として、このようなものは農林課にカーブは当然農薬を取扱っており、ごまかす。そしてこの職員が農薬散布の場合には手当をもらう訳ですが、その手当を廃止した場合にその職員が農薬散布はしていないというふうになった場合にはどういふことになるか。これは当然であり、農林課の職員はいろいろな農薬を取扱っており、農家の指導をしたり、当然手当を付してもこれが職務の本分であるかと思ひます。したる場合には、この農薬の散布を取扱う人はもらえず、取扱わない人はもらえないというふうな点を。

総務課長

それからこれは農林課の職員は農薬を取扱わないが、一応職務の中においては当然でございませうけれども、その10名の職員が全部農薬を取扱わない職員にやぶらば、これは農薬を取扱わないものは非常に危険をたしかめありませうし、それから衣服類の消耗も多量にございませう。このことでは、これはあつても、従前の

月日額でなが、やういふ時点で特殊勤務年
当を支給している訳ではございまして、これを全
部農林課の職員に一律に報酬にあげると
か、或は給子に加算することになると色ん
の面で又ほかの面で問題があるんじゃないかと。

8 着

だから、それはね、農林課の一例をあげ
るならば、やゝへんも農林課の場合は、いわゆる又
特抜といふやういふ農薬取扱いは、危険というものが
伴うと、だから特抜職員として給料、普通職
員と違ふは有てありませぬ。いわゆる定数受例にも
ございまして、やういふ農業関係、色んなものが
あるので、やういふ意味で農林課の場合は特抜
職員として採用し給子の面にも甚だ差をつけ
るは有てあ。かゝうに考を凝らすのが、なお
やゝについて、又、今度はやういふ危険度がある
からやういふものでもやらなくてはどうか。

総務課長

やゝへん、特殊勤務手当の性格から申さ
せて、ごく給子で加算するものそれについての
お特殊勤務手当制度があるべきでありけれども、
実際としてはやういふふうな状態でありまして、こ
れへんについては、この件については今後この
47年度以内にやゝ、色んな給子関係も含めて
して改革が必要にあらうと思ひますが、特
に私共としては月額の年当をやゝ、有るべ
く、解して、日額とか、それ都度起る特殊勤

器手当についてはこれは多少本土の規定も見て
 も、そういう制度はありませぬので、そういうものに
 近づける程度残しておかなくてはならぬしやないか
 と、月給については十分今後検討する必要
 があるというふうな考えをしております。一つ、これは
 現状の上で立つ規定でございますので、急に
 これをあげて現在を越えることにはちよ
 と問題がありますので、その点はご了解の旨
 でございます。

4 着

職員の給与、賃金というものは、その人の能力に
 応じて支払うべきものなと思っておりますが、従来は
 団体の所在地で一律に昇給しておるようなこの実績
 でございますが、そういう給与のあり方、或は字
 面上その人の能力に応じて支給されるべきもの
 が、能力が異なるものも同一によるという
 従来の方針であることが、矛盾としてこれは
 正しいあり方であるかどうか。そういう点から
 伺いしなうと思っております。

市 長

現在の労働向の問題に対しては、全然見解
 は違っております。正しいあり方なと思っております。

4 着

従来能力に応じてその対価を支払うという
 ことは大前提なと思っておりますが、それについては
 市長はどうか考えておりますか。

市 長

各々の労働者の方としてもお互いの生活給を確保すると言う意味でお互いの方でどういふべつをせつていふんじやないかと。

4 着

市長は任命権者でありませう。どうなれば当然その人の能力に応じて対価を賃金を支払うべきだと思つてゐるが、市長はさういふふうに従来もつてゐると思つてゐるが、それとも、ただ組合の団交事項をさういふふうにかたづけられてゐるんだけれど、それが正しいあり方であるかどうかが。

市 長

特にその職責の中、優秀な人がおられますと特別に賞与金制度もあると思つてゐるが、さういふ点に押しつけては、特に能力のあるものに対しては従来も考慮しておりました。

4 着

従来、団交事項というのは労働組合の当然要求する権限内ではございませう。しかし、一律に昇給の場合には定期昇給、その他の団交以外の問題もございませうが、それについて、その面においてもある程度同率で昇給というふうな措置をとられておるといふ自体が非常にその人の能力、或は元にしての対価の支給にほ

これを最良の案として認めてあげられたい
に対してはあくまでも平等にやれば問題は無い
というふうにお考えでやっておられるものであ
るかどうか。先程 団友申請にからしめたが
ないで、正しいと思つてゐるが、それが正
しいあり方であるかどうか。もう一
点方面が希望の如く思ふ
所方。

市 長

団友で、一応は上げず方というふうにして
決定したものは労働問題として尊重し
たいという考えでござります。

市 長

今後の問題として、能力の問題については
どういふ面で優遇、又はそういう措置をして
この団友以外の問題の措置としてどういふ
やりかたかと。

市 長

特に優遇の職員に對しては、特別
賞与金制度がござります。

市 長

特別賞与金制度というものは、特別賞与金で
す。

市 長

昇給です。

4 着

昇給である、その場合には過去において
何を適用されるか。

市 長

今の市の職員に於ては、特別に能
力の高いという事に對しては、給与を出て
るという事に對しては、まだそういう事に
對してはやっておりません。

4 着

じや、従来と同交申項に於て方法で、今の職
員の能力に於いて十分なる給料の支給は行
われておられ、市長は考えておられませんか。

市 長

有りです。

4 着

はい、じやわかりませんが、一つだけ資料を要
求したいんですが、従来は平均給と地市町村の
平均給をいふことですが、勤務年数ごとの平
均給与を提出をお願いしたいんですが、地市町村
に於いて平均給が低いというものはどういふこ
れは問題がありました新しい職員が採用された
ところにおいてはいつでも低いというところだが、勤
務年数がどれだけ、何れがどれだけの平均を考
えていこうかというのが根本ではないかと思つたがこ
れは資料をお願ひします。以上。

8 着

違反建築物の取締り職員も1,800円の手当を
もらって居るが、これに対して、ある程度のものは違
反建築物だということもなければもらえないが、
こういう強行措置として、その間のものは今ま
で行われて居るかどうか。たゞ、ある程度のものは
違反建築物だということだけで1,800円がもらえ
るのか、今までの違反建築物に対してどうい
う措置をとって居るのか。

総務課長

実態については、担当課長からお答えして
たいと思っております。現在、宮野津市の場合は
建築主事をおいておられるために実際の処分は
ついでと取扱ひができて居るが、従って
建築違反の取締りについてはこれを十分調
査して、琉球政府の方に報告する程度で
理解しております。

8 着

いれ申すこれが特殊勤務手当に該当する
課である。たゞ、この建築物は違反建築物だと、政府
に報告するものがいれ申す特殊勤務である。

総務課長

身論、一面、如何のものはでなければ本人
に対しては、これは違反だということの通告はし
ておきたい。何頭か文書かよくわかりませんが、
おれども、そういう措置は取っており、おれども、実

際、権限といひましては、そういう実際の違反について、処分については、建築物主事しかできないというものが、建築基準法上の制度のほうでございまして、

8 着

この制度からいへば、たゞ見るだけであらう。特殊勤務手当にあたいあると、その建物は違法建築物だと、取締りもできる。権限もない。これをいれやるたゞで、事務を処理する。AとBと人の家の建物は、違反建築物だと、それを見るだけであらう。特殊勤務手当にあたいある。このあれからいへば、場合にはそれだけ、それに、首長方は、そういう特殊勤務手当にあたいあるものであるか、どうか。

総務課長

一応これは、実際について、後で担当課長と申して、詳しくお話をさせていただきます。

19 着

7条の2項、特異の件について、予算の範囲内で行おうとあり、そういうふうにならざるが、この場合に、別表1と2の号給表との関係で、その号給にあてはまるか、というところが、一応、予算の範囲という規定が、列挙されたので、1号俸アツク、そういう形であれば、この号給表にあてはまる款である。そうである、予算の範囲とあると、どうして、その中間的のものに

左の二点が考えられる試みだが、その二点に
 ついてはどうお考えに存しておるか、それが第1点。
 2点目が、職員の生命の危険をおかして
 職務を遂行し、そのために危険もしくは不具
 腐疾に罹った者に特昇があること、1号給以上
 の昇給を要するということが定義づけられているん
 だが、この場合に、不具腐疾、或は危険
 という場合に、特に1号俸アップしてその
 職員の労働者である、それがふえるとい
 うようにお考えをお持ちに存しておるか。
 これは、不具腐疾に罹った場合には、もう実際
 には職員として、機能を果たしている状
 態に存するかと思っております。それで1号俸アップ
 があつて、果たしてそれが救済なのかど
 うかです。それは災害保障法との関連がけ
 て、どのようにお考えに存しておるかである。
 が、これが2点であります。

総務課長

お存の通りです。1点目の予算の範囲内と
 号給表の関連でございまして、予算の範
 囲内であっても職員の給付というものは号給
 表に定められた通りでございまして、いくら
 ても1号俸、即ち720円以上の昇給というこ
 とに存かと思っております。従って現在では
 特別の昇給についての予算措置が従来ど
 うでありまして、現在ではどうなるか、実際とし
 ては特別昇給を現在も設けているかと存
 存後、どうなるか、職員の給与の優遇も、

この表彰とがそういうものゆえかどうかについては
 市の政策的なものであり、一応知として
 してはそこでは申し上げることはできませんが、
 この点については必要であれば市長の方から
 答へ願いたいと思っております。そういうことで号給
 表に基づいてそれ以外は別々のことで予算の範囲
 のもとで予算をとるならば号給表の関連をしての予算
 措置で。

19 養

基いて予算措置をやるということであらう。

総務課長

それが当然だと思っております。

2点目については、これはもう1号俸以
 上までござりますので、必ずしも1号に限定する必
 要はないかと存じます。従って、その職員
 の行方、行先の範囲、それを受け災害の範
 囲によってこれはその給金が根本的には退職
 金の問題、又は公務災害補償法でいう補
 償金の問題とも関連が、又は退職時、或
 はその時点で本人の本俸がそういう補償金
 又は退職手当との関連が出来るので、それは程
 度に応じてされるべき措置はされると思っております。
 必ず1号給とすることには存じませんので、最低
 1号俸でござりますので、こういうものは十分ケ
 ス・バイ・ケースに於いて諸君の所要の措置はとら
 れるものと思っております。

19 着

いわゆる退職金、又は災害補償法の積算の基礎に在るんを以て理解をしてほしいであらう。

総務課長

はい。

19 着

その1号俸上がらぬが、2号俸上がらぬが、それは各々の事柄に於て異なるんだけれども、これが災害補償法と退職金の基礎に在るためにこういう措置をとってほしい。

総務課長

それだけの理由じゃごまかされりけれども、そういうものが大なる理由に在らうかと。

19 着

存じぬことであらう。別表2についてであらう。どうも理解しがたいんだけれども、先程から8着からでもあったんだけれども、建築物の監築手当の場合に在らぬ。これはこの免許を有しているものでなければであらう。違反であるかどうかがということであらう。ちよつと判断を下しがいけないことに考へておくであらう。そういうこれは都計課、部に昇格すればその部の担当に在らうかと思ふんだけれども、そういう機構のこの職員を配属していく場合に技術者をすなわち配属していく場合にそ

ういう免許所持者までおね、配置していただく
 文があるかどうか、これは市長に答弁をしていただ
 きたいと思っております。それと、保育手当、これは保
 母のことをいつているかと思っております。この場合に
 であら、先程総務課長が、ほかとの関連で一
 応人事移動との関連で言っておりますが、保母
 の場合はであら、おそらく人事移動はなして思われ
 ます。あつてもであら、配置される先はどの保育
 所、保育所にしか配置できないと、ある程度な
 らう知識をもつていの方々が保育業務に携わ
 る訳であら、その場合にはであら、たし手当ての
 形でござらば、その方への教育を受け、更に免許
 あるいは優免を持つていの方々がござらば、たし本
 俸の中に含めていくのが本當じやないかというふう
 に考へる訳であら、これは47年度のあれで色々あ
 りまして48年度には改正もあるというふうな答弁
 を申しておりますので、その間も含めて今後検
 討が行なれていくかどうなのか。

それと、農薬散布取扱、この場合も農薬散
 布の場合は劇薬物取扱の免許試験が必
 ずござら、このあれもであら、やはりさうい知識を
 もつていの方々がやればであら、危険度もなれ
 け下る、そして、さうい手当てのこともであら、本
 俸の中に含めていつ、その人の希望のもとに申
 るというところがいえるかと思っております。さうい
 十分検討をする必要があるんじやないかとい
 うふうに考へております。更にこの運転手手当て
 ンであら、どうも理解をしかたない制度のんであら、
 少くとも付随して業務に携わらるる場合にはであら

ね、これは運輸もやらなければこの業務が遂行できぬという場合には、それだけの本俸の中に含めていたのでは、やることが建前であつたであらう。これを手当という形で設置せよという事は、本員はどれも理解しがいな面があり、それで、その当りも十分組合との関係もあつたかと思つた方が、これも十分検討をしていただきたい。今後どうなるか、やつていただきたいのが、そのあたりをお願いする。

総務課長

一応これは市庁が答へなければならぬことではあるけれども、建築士市というものは現在、那覇市と琉球政府にしかあつた資格免許もつたものはあつたが、その建築の今後増員を方針の場合、職員を採用する場合については、その建築士の免許を有するものは当然、現在もあつたし、今後そういうものも必要でございなければならぬ。一応この実質的な建築運政を取り締まることにはあつたが、その知分を兼ねた場合はどうしてもその建築士市というふうなことにあつたけれども、建築士市については人口規模とか市におくことが、宜野湾市の場合もその基準に達してあつたので、一応その方針としては当然考えられるが、そのあつたけれども、その違反建築物であるかどうかが、そのものというものは、建築士であれば十分であるとは、どういふか、ただその最終的な知分の手続も現在の職員には不可能であるというふう